

第2回 警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会 議事要旨

1 日時

平成21年9月29日（火） 15時00分から17時00分まで

2 議事要旨

・事業の概要について

・システム整備の進捗状況について

○ 繁華街の放置自転車の対策として、防犯カメラの活用を検討できないか。

→ 放置自転車の抑止効果も指標として検証していきたい。（事務局）

○ 通学路での安全対策は、教育委員会やPTA・学校と連携すべきである。

○ カメラに設置されているスピーカーはどのように活用するのか。

→ 防犯カメラ設置の案内や、防犯広報を定期的実施することができないか検討している。
（事務局）

○ 実際に繁華街で防犯カメラを設置した場合、異常行動を検知するためシュミレーションでの実証が必要ではないか。

・法的課題の整理について

○ 犯罪被害者の立場からすると、民事訴訟での個人の被害の立証は、自分で行わなければならない場合がある。防犯カメラの画像データは、刑事事件だけではなく民事事件についても一定の条件のもとに活用が認められるようなことができないか。

→ 画像データの取扱いは、個人情報保護の観点から十分踏まえる必要がある。合理的な目的や他に方法がない場合など必要性がある場合は、一定の条件のもとに画像データを活用することはありうるかもしれない。（委員）

○ 防犯カメラが地域の安全のために使われることは一般的に受け入れられているが、防犯カメラの設置場所と撮影方法のあり方が大切であり、特に画像データをしっかりと管理することが重要である。

○ 特定の事象に対して防犯カメラが反応するという新しい機能については、どのような法的検討がされているのか。

→ 現在でも防犯カメラは常時撮影されており、今回は保存データのうちある特定の事象を取り出すことを可能とする機能にすぎないことから、特に問題はないと考えている。
（委員）

・効果検証およびアンケートの実施について

- 防犯カメラを設置するに当たり、今回のような形で事前にきちんとアンケート調査をするのは初めてであり、全国的にみても、非常に重要なプロジェクトである。

・警察設置の街頭防犯カメラの運用状況について

- 既に運用されている警察設置の街頭防犯カメラについて、苦情などはあるか。
→ 防犯カメラの設置についての苦情は認知していない。(事務局)

・海外実地調査について

- 海外の実態も踏まえ、法的な面や効果検証・運用について検討を重ねていくことが重要である。